

# 入札公告

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和7年8月15日

分任支出負担行為担当官  
日高北部森林管理署長 野木 宏祐

## 1 競争に付する事項

本件は、電子調達システム（以下「システム」という。）を利用できる案件である。

- (1) 事業名 令和7年度平取地区エゾシカ誘引捕獲森林被害緊急対策事業（管理型捕獲）
- (2) 事業内容 仕様書及び事業明細書のとおり
- (3) 事業場所 沙流郡平取町 日高北部森林管理署 1015 林班外
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から令和8年3月18日（水曜日）まで

## 2 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 法人又は複数の法人の連合体であること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。（以下「予決令」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の事情がある場合に該当する。
- (3) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の『役務の提供等』の『その他』においてA、B、C又はDの等級に登録されており、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 複数の法人の連合体として入札に参加する場合は、当該連合体の構成員の全てが全省庁統一資格を有するとともに、構成員の全てが署名、押印した代表者選出届を添えて3(2)の申請を行い、これらの構成員がこの公告に係る発注案件に対して単体法人として入札を行わないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第2255号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日）9(2)に規定する手続をした者を除く。）でないこと。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局局長から「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが連合体の代表者以外の構成員である場合を除く）。

### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合個人事業主又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）若しくは森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）等に基づき設立された法人等であって、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(8) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 本事業の実行体制

本事業の安全管理体制を確保するため、事業管理責任者 1 名を選任し、捕獲従事者及び作業従事者を業務量に応じて必要人数配置すること。なお、配置予定の事業管理責任者、捕獲従事者及び作業従事者は、常勤・非常勤を問わず、受託者が直接雇用する者であること。

ア 事業管理責任者

事業管理責任者は、本事業を適切に実施するため、安全管理体制の確保、捕獲従事者及び作業従事者への研修等を実施する責任者であり、事業全体を統括、監督する権限を有する者を指し、下記の要件を満たしていること。

(ア) 環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を修了した者、または同等の講習を修了した者であること。

(イ) 捕獲手法に応じた狩猟免許を有していること。

(ウ) 救急救命講習を受講していること。

(エ) 本事業と同様の捕獲事業に従事した実績を有すること。

イ 捕獲従事者

捕獲従事者は、鳥獣の捕獲等に従事する者を指し、配置予定の下記の要件を満たしていること。

(ア) 環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を修了した者、または同等の講習を修了した者であること。

(イ) 捕獲手法に応じた狩猟免許を有していること。

(ウ) 救急救命講習を受講していること。

ウ 作業従事者

作業従事者は、車両の運転、記録、連絡、わなの見回り、給餌、捕獲個体の運搬等、鳥獣の捕獲等に付随する補助作業及び事務作業に従事する者を指す。

(10) 損害賠償保険及び従事者傷害保険への加入

事業に従事する者は損害賠償保険及び従事者傷害保険へ加入していること。

ア 損害賠償保険

銃による捕獲の場合は 1 億円以上、わなによる捕獲の場合は 3 千万円以上とする。

イ 従事者傷害保険

死亡保険金 1 千万円以上とする。

(11) 以下に定める社会保険等への加入

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

- (12) 法人として当該事業と同様の捕獲（調査）方法による実績を有すること。
- (13) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること（規範の内容に相当する既存の取組を含む）。

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業者向け）及び「農林水産業・食品作業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け解説資料」は林野庁ホームページに掲載しております。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkiban.html>)

### 3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書及び確認資料を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 申請書及び確認資料の提出等

ア 提出期間：令和7年8月18日（月）から令和7年9月1日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。

なお、郵送の場合は期限内必着とする。

イ 提出場所：〒055-2303 沙流郡日高町栄町東2丁目258-3

日高北部森林管理署 総務グループ経理担当

電話 050-3160-5705

メールアドレス h\_hidakahokubu@maff.go.jp

ウ 提出部数：1部

エ 提出方法：

(a) システムを用いて提出する場合

詳細は入札説明書による。

(b) 紙入札の場合

入札説明書に示す様式により、入札に参加を希望する者の代表者又はそれに代わる者がイの場所に持参又は郵送により提出するものとする。

(c) 電子メールの場合

入札説明書に示す様式により、(2)イに規定するメールアドレスまで提出し、提出した旨を電話により通知すること。

(3) (2)アに規定する期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加することができない。なお、競争参加資格の有無については、令和7年9月3日（水）までに連絡する。

### 4 入札手続等

(1) 担当部局

〒055-2303 沙流郡日高町栄町東2丁目258-3

日高北部森林管理署 総務グループ経理担当

電話 050-3160-5705

(2) 入札説明資料の配付または閲覧の期間及び場所

ア 期間：令和7年8月18日（月）から令和7年9月16日（火）まで（休日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 場所：〒055-2302 沙流郡日高町栄町東2丁目258-3

日高北部森林管理署 総務グループ

電話 01457-6-3151

## 5 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次により書面（様式は自由）により提出すること。

ア 受領期限：令和7年8月18日(月) から令和7年9月9日(火) 午後1時まで  
持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、午前9時～ 午後5時  
(ただし、正午～午後1時を除く)

イ 提出場所：3の(2)のイに同じ

ウ 提出方法：書面は、原則として電子メールにより提出するものとし、提出した旨を電話により通知すること。持参又は郵送による場合は代表者又はそれに代わる者が提出するものとする。なお、郵送の場合は期限内必着とする。

(2) (1)の質問に対する回答は、書面により回答するので確認すること。また、次のとおり閲覧に供する。

ア 期間：令和7年9月11日(木) から令和7年9月16日(火) まで(休日を除く)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 場所：3の(2)のイ及び北海道森林管理局ホームページ「公売・入札情報>入札説明書等に対する質問書及び回答」に掲載する。

([http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/situmon\\_kaitou.html](http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/situmon_kaitou.html))

## 6 現場説明

現場説明は行わない。

## 7 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札は、システムによる提出、又は紙による入札書を持参又は郵送により提出するものとする。

(1) システムによる場合

ア 入札開始日時：令和7年9月11日(木) 午前9時00分

イ 入札締切日時：令和7年9月17日(水) 午前9時30分

締切後直ちに開札する。

(2) 紙入札による場合

ア 場所：日高北部森林管理署 会議室

沙流郡日高町栄町東2丁目 258-3

イ 日時：令和7年9月17日(水) 午前9時30分入札開始。

締切後直ちに開札する。

ウ 入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官等により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を提出すること。

(3) 郵便入札による場合

郵便により入札を行う場合は、表に「入札関係書類在中」と朱書きした封筒に、入札書を入れ封緘した封筒(封筒に商号又は名称並びに住所、あて名、何月何日開札及び事業名を記載)と、別に競争参加資格確認通知書写しを同封し、郵便書留等配達記録が残るもので提出すること。

ただし、再度の入札を引き続き行う場合は、郵便入札を行った者は、再度の入札に参加できない。

ア 日 時：令和7年9月17日(水) 必着

イ 送付先：〒055-2303 沙流郡日高町栄町東2丁目 258-3

日高北部森林管理署 総務グループ

## 8 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 概算払 概算払は行わない。

(7) 前金払 前金払は行わない

(8) 関連情報入手するための照会窓口は、3の(2)のイに同じ。

(9) 本公告に記載のない事項については、仕様書、北海道森林管理局競争契約入札心得及び契約書(案)による。

『北海道森林管理局ホームページ>公売・入札情報>競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等>北海道森林管理局競争契約入札心得』

(10) 北海道森林管理局競争契約入札心得は、北海道森林管理局ホームページの公売・入札情報の「競争参加資格関係及び契約約款等」に掲載している。

<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/job/contract/attach/pdf/sikakumeibo-9.pdf>

「電子調達システム」については、北海道森林管理局のホームページを参照すること。

[https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiri/denshi\\_chotatsu.html](https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiri/denshi_chotatsu.html)

### お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第221号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、下記をご覧ください。

『北海道森林管理局ホームページ>公売・入札情報>発注者綱紀保持対策』

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。